

省令第1条第2項第14号ハ(1)に規定する測定

4月18日

排水基準等に係る項目	
1 アルキル水銀化合物	<0.0001
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<0.0001
3 カドミウム及びその化合物	<0.01
4 鉛及びその化合物	<0.01
5 有機燐化合物	<0.01
6 六価クロム化合物	<0.01
7 砒素及びその化合物	<0.01
8 シアン化合物	<0.1
9 ポリ塩化ビフェニル	<0.0001
10 トリクロロエチレン	<0.001
11 テトラクロロエチレン	<0.001
12 ジクロロメタン	<0.001
13 四塩化炭素	<0.001
14 1・2ジクロロエタン	<0.001
15 1・1ジクロロエチレン	<0.001
16 シス1・2ジクロロエチレン	<0.001
17 1・1・1トリクロロエタン	<0.001
18 1・1・2トリクロロエタン	<0.001
19 1・3ジクロロプロペン	<0.001
20 チウラム	<0.005
21 シマジン	<0.003
22 チオベンカルブ	<0.02
23 ベンゼン	<0.001
24 セレン及びその化合物	<0.01
25 1・4ジオキサン	<0.05
26 ほう素及びその化合物	0.02
27 ふっ素及びその化合物	<0.1
28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1.5
29 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	<1
30 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1
31 フェノール類含有量	<0.5
32 銅含有量	0.33
33 亜鉛含有量	0.04
34 溶解性鉄含有量	<0.01
35 溶解性マンガン含有量	<0.01
36 クロム含有量	<0.01
37 大腸菌群数	0
38 燐含有量	<0.05